

議案第四十一号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「九万二千元」を「十万七千元」に改める。

第四条中「（昭和四十四年三朝町条例第三十四号）」を「（昭和四十五年三朝町条例第五号）」に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、第二条第二項の改正規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正前の条例」という。)及び改正前の条例により全部を改正された教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第十七号)の規定に基づいて、昭和四十四年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。